

財産管理運用規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人隊友会(以下「本会」という。)の基本財産及びその他法令上の区分に基づく財産の維持管理、処分等に関する基本的事項を定め、本会の適正な事業運営を図ることを目的とする。

(管理責任者)

第2条 理事長は、前条に規定する財産の管理の適正を期するため、常務理事を管理責任者として、その管理に当たらせるものとする。

2 管理責任者は、別に定める財産管理台帳に基づき、法令等に定める財産の区分に応じて、当該財産を管理しなければならない。

第2章 基本財産の維持管理等

(基本財産の定義)

第3条 基本財産は、総会において、基本財産とすることを決議した財産とする。

(維持管理)

第4条 基本財産は、公益目的事業を行うために不可欠な財産であり、理事長は、その適正な維持管理に努めなければならない。

2 基本財産は、財産管理台帳において、使用している事業との関連性を明確にしておかなければならない。

(処分等)

第5条 基本財産は、本会の事業遂行上やむを得ない場合に限り、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

2 前項の場合には、総会の議決を得なければならない。

第3章 特定費用準備資金の管理等

(維持管理)

第6条 理事長は、特定費用準備資金については、法令、定款等に定めるところにより、適正な維持管理に努めなければならない。

- 2 特定費用準備資金は、資金の目的毎に他の資金と明確に区分して管理しなければならない。
- 3 特定費用準備資金は、貸借対照表、財産目録上は、資金単位で適宜の名称を付した上、目的、取崩しの要件を定めた貸借対照表上の特定資産として表示しなければならない。

(処分等)

第7条 特定費用準備資金を本会の事業遂行上止むを得ない場合に限り、目的外で取り崩す事ができる。

- 2 前項の場合には、理事会において、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数の議決を得なければならない。

第4章 その他の財産の維持管理等

(維持管理)

第8条 その他の財産(基本財産以外の財産)については、理事長は、この規程に基づき、適正な維持管理、処分及び運用に努めなければならない。

- 2 金融資産については、常に社会経済情勢を勘案し、有効適切な運用を図るものとする。
- 3 その他の財産が管理業務のほかその他必要な業務活動の財源に充てる運用財産である場合には、貸借対照表においては特定資産として計上した上で、合理的な範囲で公益目的保有財産にはしないことを、財産管理台帳において明記しなければならない。

第5章 補 則

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、本会の財産に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、公益社団法人隊友会の設立登記のあった日(平成23年4月1日)から施行する。

